

## ○ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター規程

〔平成27年9月24日〕  
法人規程第58号

改正 平成28年法人規程第16号

平成30年法人規程第67号

令和 2年法人規程第17号

### ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する、ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 センターは、他の組織と協働し、次に掲げる事項を遂行することを目的とする。

- (1) 学生を含む全ての構成員及び大学事業への参加者の基本的人権の尊重及び個人の尊厳の確立
- (2) 文化の違いにも配慮したダイバーシティ社会の形成及び実現
- (3) 障害者のニーズに応じた社会的障壁の除去のための適切な合理的配慮の提供
- (4) 学生を含む全ての構成員の自立及び社会参加を支援するための総合的かつ計画的な施策の推進

#### (業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) ダイバーシティの推進に関すること。
- (2) 障害者に対する合理的配慮の提供に関すること。
- (3) 学生のキャリア形成支援に関すること。
- (4) 学生の就職支援に関すること。
- (5) 博士人材のキャリアパスに関すること。

#### (センター長)

第4条 センターに、センターの業務を統括させるため、センター長を置く。

2 センター長は、役員又は大学教員のうちから、学長が任命する。

3 センター長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、センター長となる日の属す

る年度の翌年度の末日とする。

- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長は、再任されることができる。
- 6 センター長は、ダイバーシティ、アクセシビリティ及びキャリアサポートに関する業務に係る専門的事項について調査及び検討を行わせるため、専門部会を置くことができる。

#### (副センター長)

第5条 センターに、副センター長を置く。

- 2 副センター長は、センター長を助け、及びセンター長の命を受け、特定の業務を統括する。
- 3 副センター長は、職員のうちからセンター長が選考し、学長が任命する。
- 4 副センター長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、副センター長となる日の属する年度の末日とする。
- 5 副センター長は、再任されることができる。

#### (業務推進マネージャー)

第6条 センターに、業務推進マネージャーを置く。

- 2 業務推進マネージャーは、センター長から特別の命を受けて、当該業務を遂行する。
- 3 業務推進マネージャーは、職員のうちから、センター長が選考する。
- 4 業務推進マネージャーの任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、業務推進マネージャーとなる日の属する年度の末日とする。
- 5 業務推進マネージャーは、再任されることができる。

#### (センター運営委員会)

第7条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。
  - (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 学生部就職課長
  - (4) その他学長が職員のうちから指名する者 若干人
- 3 前項に規定する委員のほか、学長が委嘱する学識経験者若干人を委員に加えることができる。
- 4 運営委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を主宰する。
- 6 第2項第4号及び第3項の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員と

なる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 7 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前2項の委員は、再任されることができる。

(企画会議)

第8条 センターに、センターにおける企画の立案及び運営方針を検討するため、センター企画会議（以下「企画会議」という。）を置く。

- 2 企画会議は、次に掲げる構成員で組織する。
  - (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 学生部就職課長
  - (4) その他センター長が指名する者 若干人
- 3 企画会議は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 企画会議に議長を置き、第2項第1号の構成員をもって充てる。
- 5 議長は、企画会議を主宰する。
- 6 第2項第4号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 7 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前2項の構成員は、再任されることができる。

(ダイバーシティ・マネジメント推進会議)

第9条 センターに、センターと教育研究組織とが連携してダイバーシティ・マネジメントを総合的かつ計画的に推進するため、ダイバーシティ・マネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる構成員で組織する。
  - (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 系並びに計算科学研究センター及び生存ダイナミクス研究センターから推薦された当該系の系長又はセンターのセンター長の特別補佐 各1人
  - (4) その他センター長が指名する者 若干人
- 3 推進会議は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 推進会議に議長を置き、第2項第1号の構成員をもって充てる。
- 5 議長は、推進会議を主宰する。
- 6 第2項第3号及び第4号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

7 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前2項の構成員は、再任されることができる。

9 推進会議に、ダイバーシティ・マネジメントの推進に係る個別事項を検討させるため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第10条 センターの事務は、関係部局の協力を得て、学生部就職課が遂行する。

(雑則)

第11条 この法人規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平28.3.24法人規程16号)

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平30.5.24法人規程67号)

この法人規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令2.3.26法人規程17号)

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。